

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費支援事業	①物価高騰に直面する小中学生の保護者の負担軽減を図るため、小中学校における学校給食費を負担する。 ②小中学校の児童・生徒3学期分の給食費(教職員除く)および追加で徴収する予定であった物価高騰に係る2学期・3学期分分の給食費の値上げ分 ③児童・生徒保護者から給食費を徴収する「宇治田原町立学校給食共同調理場運営委員会」(町内小・中学校及びPTAの代表等で構成)に対して給食費減免相当額を補助 i 小学校: 19,159食×280円 ii 中学校: 10,094食×310円 iii (2学期41,989食+3学期29,253食)×値上げ40円 ④町内小中学生の保護者	R8.1	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策水道料金減免事業	①物価高騰に直面する生活者及び事業者の負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を減免する。 ②全加入者の基本料金4か月分 ③基本料金:10,919千円×2検針分(4か月分) ④水道加入者(公共施設を含まない)	R7.6	R7.9
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費支援事業(R6補正分)	①物価高騰に直面する小中学生の保護者の負担軽減を図るため、小中学校における学校給食費を負担する。 ②小中学校の児童・生徒1学期分の給食費(教職員除く) ③児童・生徒保護者から給食費を徴収する「宇治田原町立学校給食共同調理場運営委員会」(町内小・中学校及びPTAの代表等で構成)に対して給食費減免相当額を補助 i 小学校: 26,381食×280円 ii 中学校: 12,634食×310円 ④町内小中学生の保護者	R7.4	R7.8
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費支援事業(R7補正分)	①物価高騰に直面する小中学生の保護者の負担軽減を図るため、小中学校における学校給食費を負担する。 ②小中学校の児童・生徒1学期分の給食費(教職員除く) ③本事業の総事業費(26,381食×280円)+(12,634食×310円)=11,303千円のうち、NO.7における配分予定額10,211千円を除いた額。 ④町内小中学生の保護者	R7.4	R7.8
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	GIGA端末更新事業	①製造コスト・輸送コストの高騰によりタブレット端末等も例外でなく物価高騰の影響を受けているところではあるが、子どもたちの学習意欲を損なうことなく、これまでと同様、十分な学習環境を確保するため、現在導入している機器と同水準の機能を備えたタブレット端末等に更新を行うもの。 ②学習用タブレット端末及び付属品の購入費 ③総事業費53,204千円のうち、町上乗せ分12,144千円(17,600円×690人) その他C欄根拠: 12,144千円-5,392千円(R7予備費分推奨事業メニュー上限額)=6,752千円 ④町内小学校2校及び中学校1校	R7.4	R8.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域公共交通事業者支援事業費補助金	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている町内運行路線のバス事業者が、負担増を余儀なくされている町内運行路線の更なる減便等を行うことなく、地域住民の生活の足を確保するため、その下支えとして、燃料高騰分に対して支援する。 ②京都京阪バス(株)が物価高騰による影響を自社の営業努力(人件費、事務費等削減)と経営改善(運賃改定等)施策により改善を図ってもなお生じる負担増相当額について、町内運行距離に燃料高騰分を乗じた額を支援。 ③令和5年度町内年間営業距離(107,025.3km+80,967.9km)÷2.76km/ℓ×(113.63円-78.46円※)≒2,395,551円≒2,396千円 ※燃料価格高騰負担増相当差額(2024年度-2020年度=35.17円) ④バス事業者	R7.6	R8.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道料金減免事業(R7補正分)	①物価高騰に直面する生活者及び事業者の負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を減免する。 ②全加入者の基本料金2か月分 ③基本料金:11,321千円×1検針分(2か月分) ④水道加入者(公共施設を含まない)	R8.2	R8.3